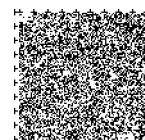
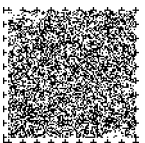


資 料 編





I 当別町障がい福祉基本計画 策定に向けた調査の概要

1 アンケート調査概要

「当別町障がい福祉基本計画」の策定に先立ち、当別町の障がい者の生活実態や障がい施策に対する現状等を把握し、町が今後取り組むべき方向性や町に期待されている障がい施策等の検討・立案に資するため、障がい者を対象にアンケート調査を実施した。

調査期間平成 29 年 6 月 19 日～7 月 14 日

配布数 1,098 票、回答数 510 票

回答率 46.4%

1) アンケート結果から計画策定に向けた今後の課題を抽出すると次のとおりである。

<日常生活>

障がい者の 7 割以上は在宅での生活を行っている。在宅での生活や介助しやすい福祉サービス、相談体制の充実等、在宅者へのサービスの充実が引き続き必要である。病院や入所施設で生活している人の 4 割が、地域での生活を希望していた。多くの人が現在の生活の維持を考えているが、一定数地域での生活への移行を希望している人もおり、対応が求められる。

<相談機関と相談しやすい体制>

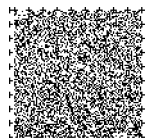
相談できる機関として、「総合保健福祉センターゆとろ」が最も多く利用されている一方で、相談支援事業所の利用は「10.5%」にとどまっている。前回調査より上昇しているが、一層の広報活動により認知度を高める必要がある。合わせて、病院も「26.2%」で 2 番目に高いことから、福祉だけではなく、保健医療等と連携した相談体制も進めていく必要がある。

<住宅対策>

住宅対策としては、「住宅改修費の助成制度の充実」や、「障がいに配慮した公営住宅の整備」が求められており、合わせて「ケア付き住宅やグループホーム等の整備」や「障がいに配慮した借家」といった対策も課題となる。

<外出状況>

外出の頻度は週に 1 回以上外出する人が約 7 割いる。一人での外出が「47.5%」と高くなっているが、家族との外出も「49.2%」と高い。外出の手段としても家族の車が一番高くなっており、比較的家族に依存していると考えられる。外出時に不便なこととしては、「バスなどの交通機関が少ない」、「冬は雪のため移動が難



しい」「気軽に休憩できる場所が少ない」といった点が挙げられ、対策の推進が求められている。外出の目的としても「買い物」や「治療・リハビリ」が高くなっており、余暇としての外出は少ない傾向である。

＜福祉サービス等の情報入手先、通信手段＞

福祉サービスの情報の入手先は、「町や道の広報・パンフレット」が最も多く、次いで「家族や友人など周りの人」となっている。「役場、総合保健福祉センターゆとろ」も比較的高い状況である。一方で、「相談支援事業者」「社会福祉協議会」など福祉関連機関からの情報入手は非常に低く、継続的に認知度の向上が課題となる。また、利用している通信機器としては、固定電話が約6割と前回同様最も多いが、携帯電話やテレビも高くなっている。

＜災害対策＞

災害時の準備について、約6割の人が行っておらず、その対策が求められる。また、災害時の心配事は「一人で避難できない」「避難所生活は難しい」「医療的なケアが受けられるか心配」といったこと等が多くあげられている。安心できる災害対策としては、「避難ルート、方法、場所、手段等について情報がある」「すぐに助けが来る体制が整っている」といったことがあげられ、充実をはかっている必要がある。防災訓練については、あまり安心材料として認識されていない。

＜就労状況＞

現在仕事をしている人は約3割である。多くの人は障がい等を理由に仕事ができている。仕事をしている中では、今の職場で10年以上働いているという人が3割強存在した。1年未満の人は約2割であるが、今後も継続した就労ができるよう確認していく必要がある。仕事の形態としては自営業がもっとも多く、これが長期間の就労と関連していると考えられる。また、正規雇用については1割無く、課題である。

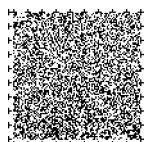
福祉サービスにおける就労や非正規雇用での就労も多いため、「収入が少ない」ことについての困りが多く挙げられていたと考えられる。しかしながら、現在の仕事に満足している人は7割強となっており、このギャップについてより詳細に調査する必要があると考えられる。

＜余暇活動について＞

余暇活動については約6割の人が十分に取れていると感じており、週数回以上で活動している人は3割強となっている。現在の余暇の過ごし方で高くなっているものとして「ショッピングやグルメなどの外出」「散歩」が挙げられる。一方で今後取り組みたいこととして、現在の活動より高くなっているものは「旅行」「スポーツ・レクリエーションなどで体を動かすこと」があげられる。こうした余暇活動の幅を広げていける環境づくりを進めていく必要がある。

＜近所付き合い・社会参加＞

近所付き合いは、「会えばあいさつする程度」が約5割で、ほとんど付き合いのない人も1割強存在する。現在参加している地域での活動については、町内会活動やお祭りが多くなっている。今後の活動としては町内会活動やお祭りに加え、趣味などのサークル活動が高くなっており、活動の場が求められる。また、約2割は差別や偏見、疎外感を感じており、ゼロに近づける対応が求められる。



地域の人に「支えられている」と感じている人は約 5 割存在するのに対し、地域の人を「支えている」と感じている人は約 2 割となっており、支援の「受け手」としての意識が強くなっている。地域共生を進めていくなかで「支え手」としても関わられるような施策が求められる。

地域の中で困っていることについては「健康や体力に不安がある」「家族や支援者の健康状態に不安がある」ことが挙げられ、こうした点を解消していく対応が求められる。合わせて、地域社会へ参加のため重要なこととして挙げられている「周囲の人の理解」「公的サービスの充実」「使いやすい施設」「移動しやすい環境」も考えていく必要がある。

＜福祉サービスの認知度、利用意向＞

福祉サービスについて、比較的耳にすることの多い訪問系サービスや通所・入所系サービスについては知られているが認知度は低いものも多い。福祉サービスの利用についても、現段階では強い希望ではなく、必要となった場合に利用を考える人が多くいた。細かな制度についても必要になる前から十分な知識を必要としていないと考えられる。加えて、無回答が多かったことから関心の低さがうかがえる。

＜子どもの支援＞

保育・学校教育について、困っていることとして「通うのが大変」等が挙げられている。また放課後等デイサービスが不足している点も挙げられ、その充実が求められる。保護者は多くの不安を抱えて生活をしており、その解消に向けた対応が必要である。卒業後については、様々な進路を検討しており、十分な情報提供ができる体制を整えていく必要もある。

＜福祉施策に対する評価＞

現在の計画の評価から、満足度はそれほど高くない点と、そもそも障がい福祉基本計画の内容を把握していない、見たことがない人も大勢おり、住民が一体となって計画を進めていける仕組みを考えていく必要がある。

＜暮らしやすさ＞

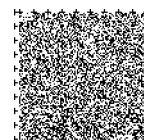
当別町を暮らしやすいまちと考えている人の割合は約 3.5 割で前回調査時（約 4 割）から減少している。改めて向上に向けた対応が求められる。

＜主な支援者について＞

主な支援者としては配偶者が 2 割、次いでヘルパーや職員、子ども、両親がそれぞれ 1 割ほどとなっている。主な支援者が対応できない場合は子どもやヘルパー・職員による対応の体制が挙げられていた。

＜親族による介助状況＞

親族による支援者は多くが 60 代以上となっている。働いていない人も多く、支援を理由に働き方を調整した人は多くなかった。また、主観的健康状態については、「どちらかというと健康」と答えた人が 4 割程度、次いで「あまり健康でない」が 2.5 割ほどで高くなっていた。同様に主観的身体的疲労感については、「やや疲れている」が 4 割ほど、次いでどちらでもないが 2.5 割ほどであった。主観的精神的疲労感については「やや疲れている」が 3



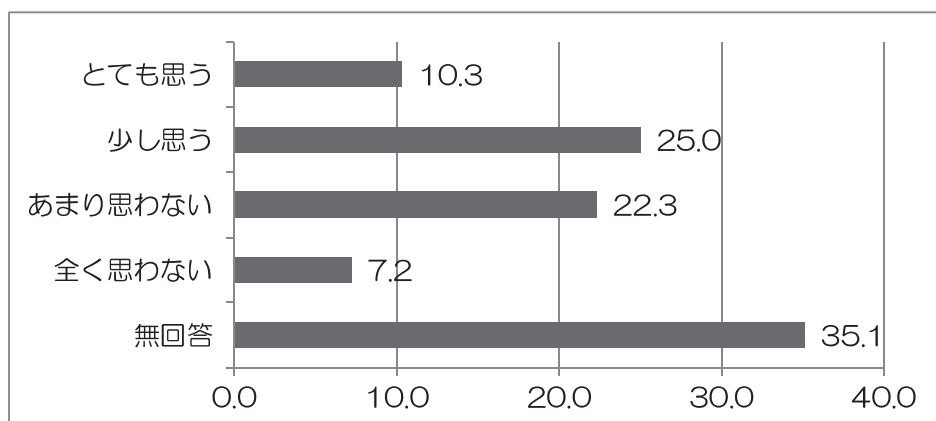
割強、次いで「どちらでもない」が3割弱であった。一定程度疲れや、不健康な状態であることを自覚しており、そのサポートについても進めていく必要がある。

2) 質問項目と結果 (抜粋)

障がいのある人にとって当別町は暮らしやすい町だと思いますか。

暮らしやすい町だと思うかについては、とても思う「10.3%」、少し思う「25.0%」であった。一方、全く思わない「7.2%」、あまり思わない「22.3%」であった。無回答も35.1%と多くなっていた。

当別町は暮らしやすいと思うか

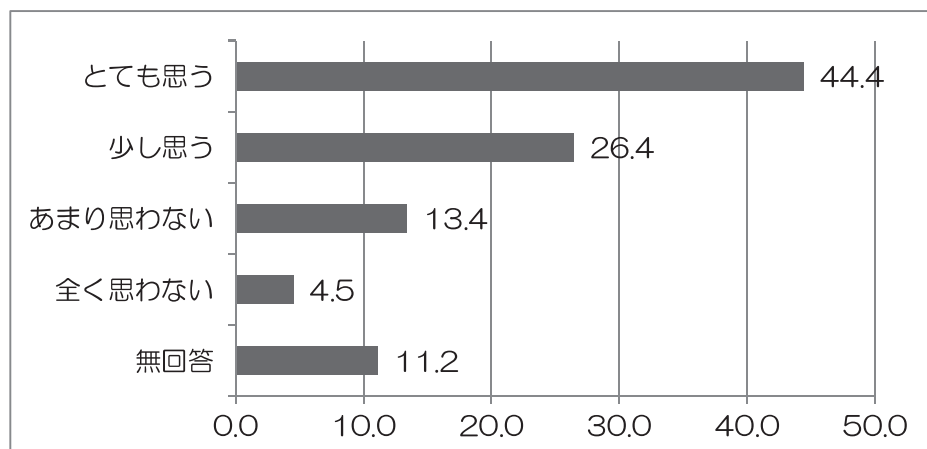


単位 (%)

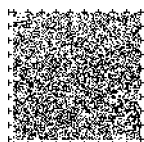
今後 (またはこれからも) 当別の地域で生活したいと思いますか。

当別の地域で生活を続けたいと思うかについては、とても思うが「44.4%」で高くなっている。少しを含めると「70.8%」の人が、今後 (これから) 当別の地域で生活したいと思っている。

今後当別で生活したいか

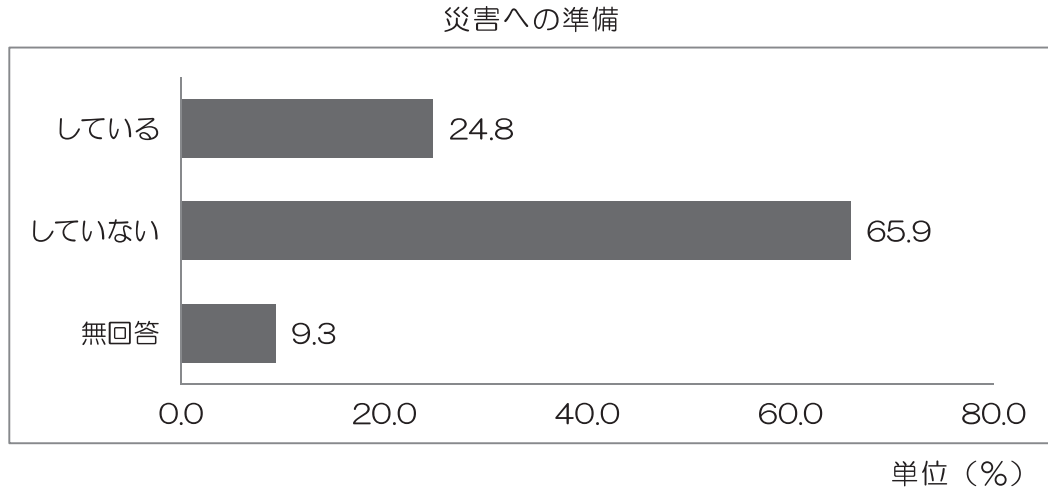


単位 (%)



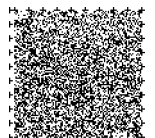
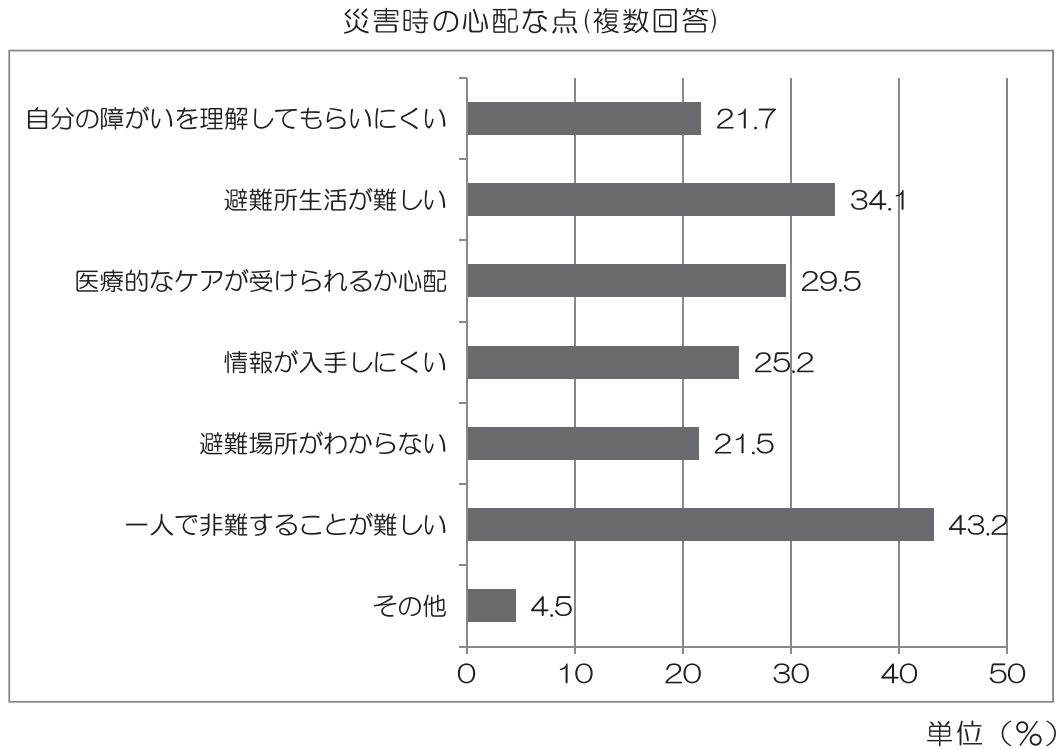
災害に備えた準備はしていますか。

災害の準備について、しているという人は「24.8%」とあまり高くない状況であった。



災害が起きたときに心配な点は何ですか。

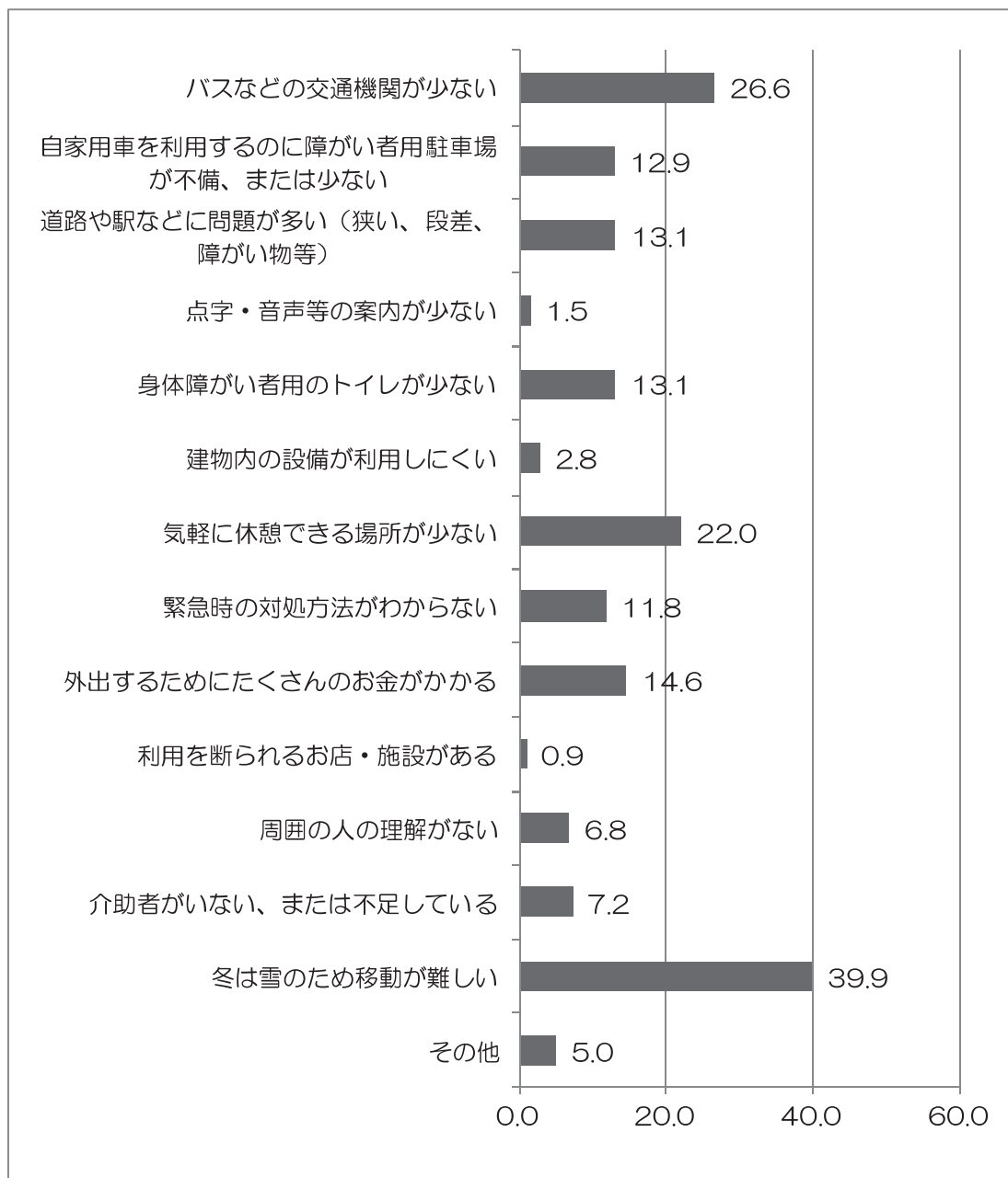
災害時の心配な点について、一人で非難することが難しいが「43.2%」避難所生活が難しいが「34.1%」と高くなっていた。前回と単純な比較はできないが、心配な割合が多くなっている。



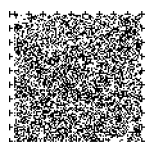
外出で不便なことは何ですか。

外出で不便なことについて、冬季の雪が「39.9%」と最も高くなっている。次いでバスなどの公共交通機関の少なさ「26.6%」、気軽に休憩できる場所が少ない「22.0%」となっている。交通機関については前回の「15.1%」から大きく伸びている。

外出で不便なこと（複数回答）



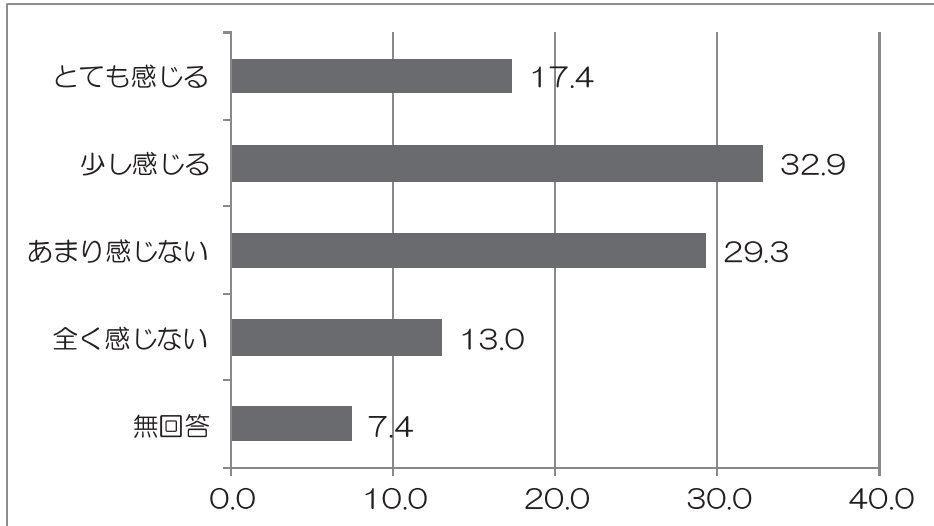
単位 (%)



あなたは今、地域の人に「支えられている」と感じますか。

「支えられている」と感じている人はとても感じる「17.4%」、少し感じる「32.9%」で感じている人の方が感じていない人よりも多くなっている。

「支えられている」と感じるか



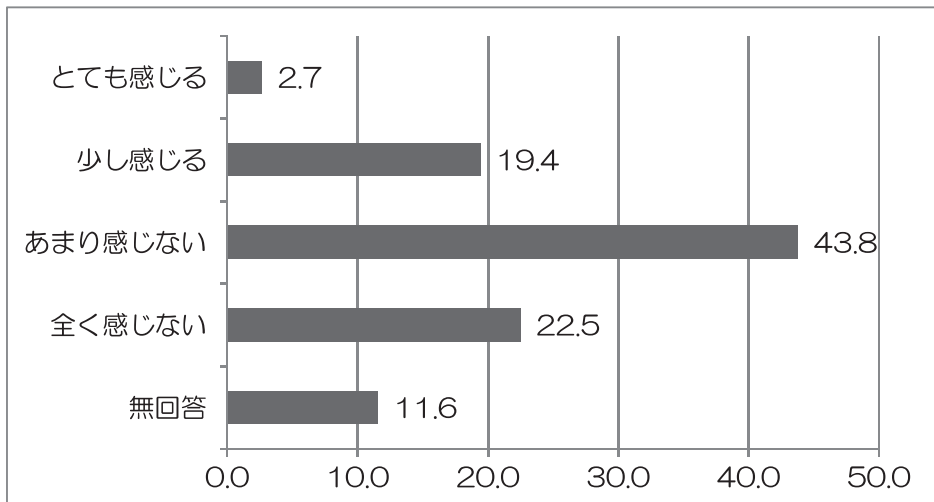
単位 (%)

あなたは今、地域の人を「支えている」と感じますか。

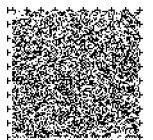
「支えている」と感じているかについて、あまり感じていない人が「43.8%」、全く感じていない人が「22.5%」と全体的に感じていない人が多かった。

「支えられている」と感じている人が高い傾向である。

「支えている」と感じるか



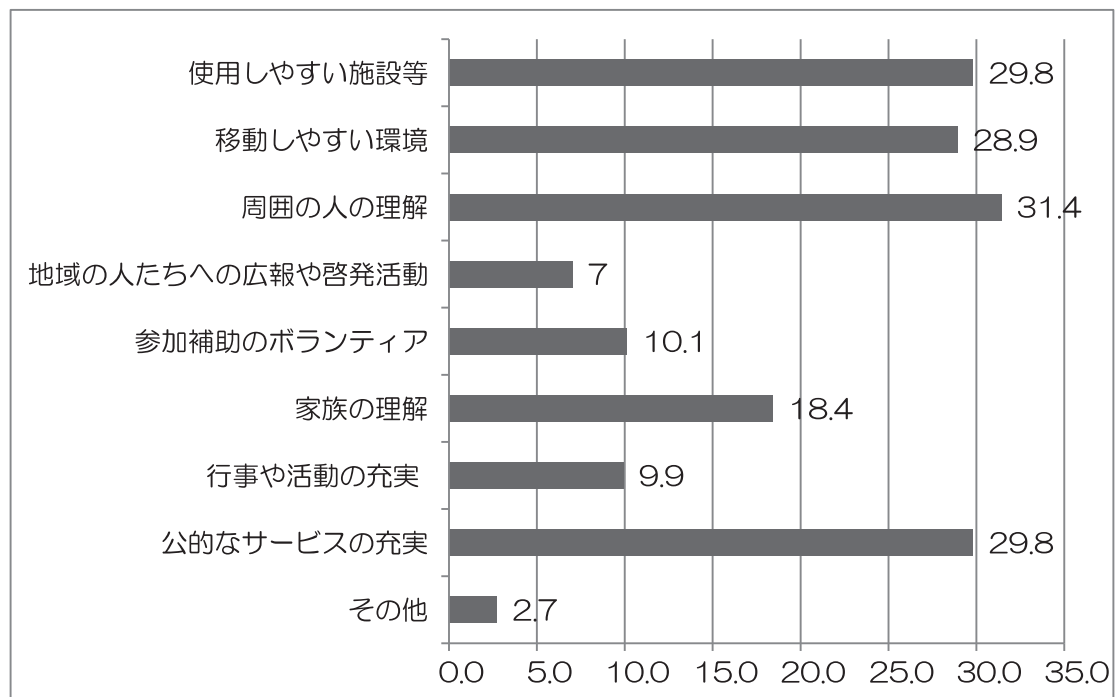
単位 (%)



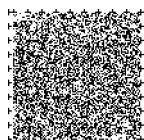
障がいがある方、より地域社会へ参加していくためには、どのようなことが重要だと思いますか。

周囲の人の理解が「31.4%」で最も高くなっているが、公的なサービスの充実、使用しやすい施設等「29.8%」、移動しやすい環境「28.9%」と同程度の割合であった。

地域社会への参加のために重要なこと(複数回答)



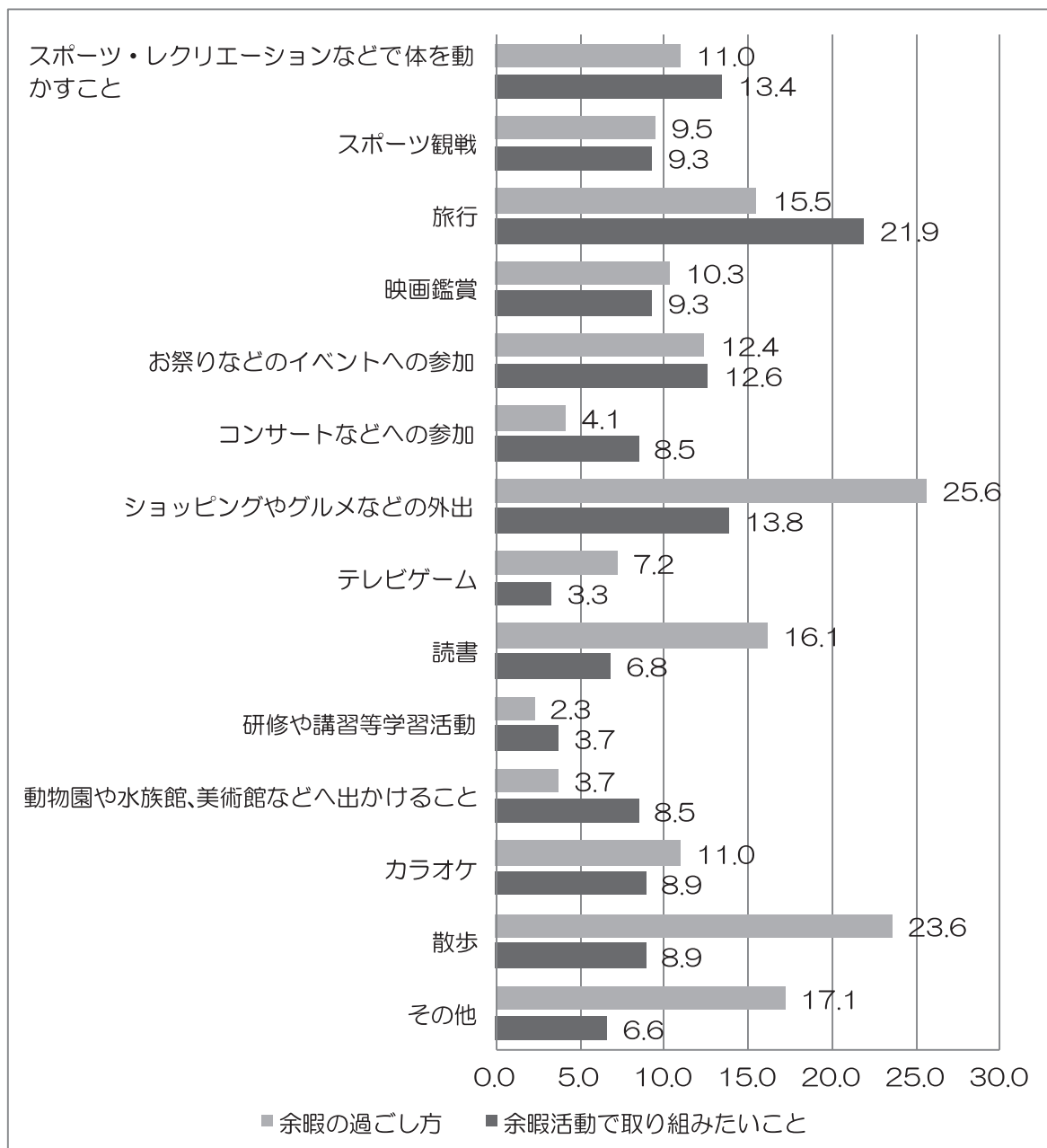
単位 (%)



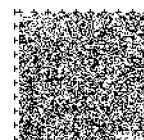
- (1) あなたの余暇の過ごし方はなんですか。
 (2) 余暇活動で取り組みたいことはなんですか。

現在の余暇の過ごし方として、ショッピングやグルメなどの外出が「25.6%」と最も多く、次いで散歩「23.6%」となっている。
 今後取り組んでみたいこととしては、旅行が「21.9%」と最も多くなっている。

余暇活動の過ごし方、取り組んでみたいこと(複数回答)



単位(%)



2 ヒアリング調査概要

当別町の障がい者支援団体（公共機関・協議会・学校等）、事業所、障がい当事者関連団体（クラブ・サークルなど）の 29 団体に対し、団体の活動概要及び当別町における障がい福祉の現状、より住みやすい地域づくりに向けての意見等についてヒアリング調査を実施した。

1) 団体として抱える主な課題

関係団体では、それぞれの視点から「障がい者の権利擁護の充実」「学校における多様な支援の充実」「役割の担い手不足」が挙げられる。福祉・教育を縦割りに考えるのではなく、協働して障がい児者の支援を進めていくことが求められる。事業所では、「人材などマンパワーの不足」「潜在的に支援が必要な方への対応」などが挙げられる。慢性的なマンパワー不足の解消が求められている。当事者関連団体では多くが「メンバーの高齢化」を挙げている。高齢化に伴い、活動の縮小傾向があるため、障がい者が主体的に活動できるような組織の再構築が求められる。

2) 今後必要と考えている活動・取組（予定等）

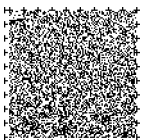
関係団体では「研修や講義の充実」「福祉や行政、学校との連携」などが挙げられる。専門人材や住民の障がい理解を促進させるための取り組みが検討されている。事業所では、「ボランティアを含む人材の確保」「医療的ケアへの対応」「精神障がい者に関する研修」などが挙げられている。人材確保を進めるとともに、多様化している障がい者のニーズへの対応を進めようと試みられている。当事者関係団体では、メンバーを増やしたいが、「現状を維持していく」といったことが多く見られ、現状としては活動を維持していくことで精いっぱいである。

3) 今後特に望まれる施策や地域づくりへの意見

(1) 「地域での支援」について

支援が十分にいき届いていないと考えられる「潜在化している人たちに対する支援」や「障がいに対する理解の促進」「災害時の対応」「相談体制の充実」「研修や情報交流機会の充実」「ライフステージを想定した支援の充実」「学習機会の充実」といった点が挙げられた。障がいの認識は進んでいるが、十分に理解されているとはまだ言い難く、継続した対応が求められる。合わせて、地域とつながっていない方に対する支援を進めていくことが求められている。災害対策についても、様々な障がいと災害を想定した対応を進めていく必要がある。

○潜在化している人たちに対する支援



- 障がいに対する理解の促進
- 災害時の対応
- 相談体制の充実
- 研修や情報交流機会の充実
- ライフステージを想定した支援の充実
- 学習機会の充実

(2)「障がい者の自立した地域生活、家族支援」について

「移動手段の確保」「住まいの場の充実」「家族を含めた支援の充実」といった点が挙げられた。移動手段については多くの意見が挙げられており、生活と関連する重要なものとして十分な対応が求められる。また、障がい者本人だけでなく、家族を含めた支援を進めることで、多くの人が暮らしやすい地域としていくことが重要である。

- 移動手段の確保・整備
- 住まいの場の充実
- 家族を含めた支援の充実

(3)「就労支援」について

「就労に関する情報の充実」「働く場の充実」「就労に向けた準備の充実」「チームでの就労支援」「安心できる就労体制」といった点が挙げられた。障がい者が働ける場が少ないといった声が多く、働ける場を広げていくことが求められるが、合わせて様々な働き方を支援していける仕組みも求められている。そのためには就労に関する様々な情報を関係者だけではなく、広く提供していくことも重要である。

- 就労に関する情報の充実
- 働く場の充実
- 就労に向けた準備の充実
- チームでの就労支援
- 安心できる就労体制

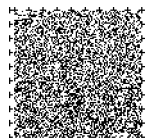
(4)「発達の支援」について

「医療的ケアが必要な子どもへの対応」「子どもへのサービスの充実」「教育体制の充実」「支援等に関する情報の充実」「障がい児の親の支援」といった点が挙げられた。障がい児が重度である場合、身近なところで十分な医療を受けにくい現状がある。加えて、家族の負担も大きい状態が多く、レスパイトなど家族への支援も求められる。障がい児とその家族を含め、福祉・教育を連携させた支援の充実が重要である。

- 医療的ケアが必要な子どもへの対応
- 子どもへのサービスの充実
- 教育体制の充実
- 支援等に関する情報の充実
- 障がい児の親への支援

(5)「障がい者の権利擁護」について

「制度理解の促進」「虐待予防に関する活動の充実」「本人が持っている権利の理解促進」といった点が挙げられた。成年後見制度について、多くの住民は



わからないとの意見があり、障がい者に限らず理解促進を進めていくことが重要である。

- 制度理解の促進
- 虐待予防に関する活動の充実
- 本人が持っている権利の理解促進

(6) 地域共生社会に向けて

「住民の意識の充実」「環境面の充実」「孤立への対策」「人材育成の充実」といった点が挙げられた。地域共生社会に向けて、徐々に住民へも浸透もみられるが、個人差、地域差も指摘されており、わかりやすく伝えていくことが求められる。また、障がいの有無に関係なく、様々な活動に参加できる環境にしていくことも必要である。孤立化してしまっている障がい者もいることが考えられ、そうした人たちの支援を進めていくことも求められている。

- 住民の意識の充実
- 環境面の充実
- 孤立への対策
- 人材育成の充実

(7) 障がいのある人の就労について

「再雇用支援の充実」「多様な働き方」「家族を踏まえた就労支援」といった点が挙げられた。一度働いたがうまく続かなかった人は再就職を進められるようなサポートを進めていくことが求められる。そのためには多様な働き方を進めることが求められる。また、家族関係も理解しつつ、就労の支援を行うことが求められる。

- 再雇用支援の充実
- 多様な働き方
- 家族を踏まえた就労支援

(8) 障がいのある人の余暇について

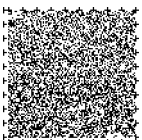
「地域における余暇資源の充実」「様々な余暇活動の実施」「子どもへの余暇支援の充実」といった点が挙げられた。余暇活動はないということではないが、限られた資源となっていることが多く、開発を進めていくことが求められる。

- 地域における余暇資源の充実
- 様々な余暇活動の実施
- 子どもへの余暇支援の充実

(9) 障がい児に対する支援について

「連携した支援体制の充実」といった点が挙げられた。発達の過程の中で関係機関が連携し、親等の抱え込みや負担を解消していける仕組みが求められる。縦、横と幅広い機関での連携が求められる。

- 連携した支援体制の充実

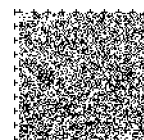


Ⅱ 障がい者・障がい児のサービスの現状と目標量の達成度

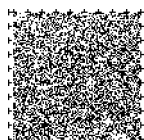
1 障害者総合支援法のサービス（自立支援給付）の目標量と達成度

障害者総合支援法のサービス（自立支援給付）の計画値と実績値の比較は下表に示すとおりです。計画値に満たなかったもの、あるいは実績値が上回ったものがあり、この状況を鑑み次期計画のサービス見込量を検討する必要があります。

サービス名	平成27年度 (計画値)	平成27年度 (実績値)	進捗率 (%)	平成28年度 (計画値)	平成28年度 (実績値)	進捗率 (%)	平成29年度 (計画値)
訪問系（月平均）							
居宅介護 (ホームヘルプ)	20 人	13 人	65.0	20 人	15 人	75.0	20 人
	175時間	115時間	65.7	175時間	174時間	99.4	175時間
重度訪問介護	0 人	0 人	-	0 人	1 人	-	0 人
	0時間	0時間	-	0時間	1時間	-	0時間
同行援護	1 人	2 人	200.0	1 人	1 人	100.0	1 人
	6時間	6時間	100.0	6時間	5時間	83.3	6時間
行動援護	5 人	6 人	120.0	5 人	7 人	140.0	5 人
	35時間	64時間	182.9	35時間	47時間	134.3	35時間
重度障がい者等 包括支援	0 人	0 人	-	0 人	0 人	-	0 人
	0時間	0時間	-	0時間	0時間	-	0時間
日中活動系（月平均）							
生活介護	63 人	62 人	98.4	65 人	64 人	98.5	67 人
	1,323 日	1,300 日	98.3	1,365 日	1,351 日	99.0	1,407 日
自立訓練 (機能訓練)	0 人	0 人	-	0 人	0 人	-	0 人
	0 日	0 日	-	0 日	0 日	-	0 日
自立訓練 (生活訓練)	3 人	1 人	33.3	3 人	0 人	0.0	3 人
	70 日	20 日	28.6	70 日	0 日	0.0	70 日
就労移行支援	11 人	7 人	63.6	13 人	7 人	53.8	15 人
	187 日	125 日	66.8	221 日	123 日	55.7	255 日
就労継続支援 (A型・雇用型)	3 人	7 人	233.3	3 人	6 人	200.0	3 人
	45 日	111 日	246.7	45 日	89 日	197.8	45 日
就労継続支援 (B型・非雇用型)	33 人	40 人	121.2	34 人	44 人	129.4	35 人
	627 日	731 日	116.6	646 日	748 日	115.8	665 日
療養介護	8 人	8 人	100.0	8 人	8 人	100.0	8 人
	243 日	243 日	100.0	243 日	243 日	100.0	243 日
短期入所（福祉型） (ショートステイ)	2 人	4 人	200.0	2 人	4 人	200.0	2 人
	23 日	38 日	165.2	23 日	27 日	117.4	23 日
短期入所（医療型） (ショートステイ)	1 人	1 人	100.0	1 人	0 人	0.0	1 人
	1 月	2 月	200.0	1 月	0 月	0.0	1 月



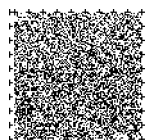
サービス名	平成27年度 (計画値)	平成27年度 (実績値)	進捗率 (%)	平成28年度 (計画値)	平成28年度 (実績値)	進捗率 (%)	平成29年度 (計画値)
居住系（月平均）							
共同生活援助 (グループホーム) 共同生活介護 (ケアホーム)	39 人	42 人	107.7	40 人	47 人	117.5	41 人
施設入所支援	49 人	47 人	95.9	48 人	46 人	95.8	47 人
相談支援							
計画相談支援	120 人	99 人	82.5	120 人	133 人	110.8	150 人
地域相談支援 (地域移行支援)	1 人	0 人	0.0	1 人	0 人	0.0	1 人
地域相談支援 (地域定着支援)	1 人	0 人	0.0	1 人	0 人	0.0	1 人



2 児童福祉法のサービスの目標量と達成度

児童福祉法のサービスの計画値と実績値の比較は下表に示すとおりです。計画値に満たなかったもの、あるいは実績値が上回ったものがあり、この状況を鑑み次期計画のサービス見込量を検討する必要があります。

サービス名	平成27年度 (計画値)	平成27年度 (実績値)	進捗率 (%)	平成28年度 (計画値)	平成28年度 (実績値)	進捗率 (%)	平成29年度 (計画値)
障害児通所支援							
児童発達支援	21 人	28 人	133.3	21 人	29 人	138.1	21 人
	84 日	104 日	123.8	84 日	102 日	121.4	84 日
放課後等デイサービス	31 人	28 人	90.3	31 人	28 人	90.3	31 人
	217 日	221 日	101.8	217 日	195 日	89.9	217 日
保育所等訪問支援	8 人	7 人	87.5	8 人	6 人	75.0	8 人
	8 日	7 日	87.5	8 日	6 日	75.0	8 日
障害児相談支援	55 人	68 人	123.6	55 人	61 人	110.9	55 人



3

障害者総合支援法のサービス (地域生活支援事業)の目標量と達成度

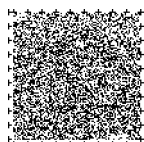
障害者総合支援法のサービス（地域生活支援事業）の計画値と実績値の比較は下表に示すとおりです。

■ 相談支援事業

サービス名	平成27年度 (計画値)	平成27年度 (実績値)	進捗率 (%)	平成28年度 (計画値)	平成28年度 (実績値)	進捗率 (%)	平成29年度 (計画値)
(1) 相談支援事業							
①障がい者相談支援事業 (か所)	1	1	100.0	1	1	100.0	1
②相談支援機能強化事業 (実施の有無)	有	有		有	有		有

(参考) 相談支援事業の実績

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
相談案件数		414 件	461 件	474 件	515 件
相談延べ件数(1)		1,998 件	1,194 件	1,078 件	1,181 件
(1)の 性別	男	1,158 名	561 名	549 名	602 名
	女	459 名	620 名	506 名	566 名
	不明	381 名	13 名	23 名	13 名
(1)の 障がい種別	身体障がい者	59 名	155 名	97 名	106 名
	知的障がい者	999 名	597 名	539 名	566 名
	精神障がい者	19 名	274 名	237 名	259 名
	発達障がい	879 名	143 名	10 名	236 名
	不明・他	42 名	25 名	195 名	11 名
相談内容	サービスについて	1,228 件	478 件	560 件	478 件
	健康・医療について	246 件	78 件	104 件	78 件
	不安解消・情緒について	788 件	298 件	259 件	298 件
	保育・教育について	141 件	29 件	33 件	29 件
	家族・人間関係について	116 件	94 件	77 件	94 件
	家計・経済について	80 件	65 件	72 件	65 件
	生活技術について	77 件	40 件	48 件	40 件
	就労について	171 件	85 件	105 件	85 件
	社会参加・余暇活動について	56 件	17 件	22 件	17 件
	権利擁護について	1 件	5 件	0 件	6 件
	計画書について	0 件	289 件	247 件	289 件
	その他	1,112 件	354 件	219 件	354 件



■ 成年後見制度利用支援事業

サービス名	平成27年度 (計画値)	平成27年度 (実績値)	進捗率 (%)	平成28年度 (計画値)	平成28年度 (実績値)	進捗率 (%)	平成29年度 (計画値)
(2) 成年後見制度利用支援事業							
①成年後見制度 利用者数(人)	1	0	0.0	1	0	0.0	1
②市民後見人 登録者数(人)	6	0	0.0	6	0	0.0	6

■ 意思疎通支援事業

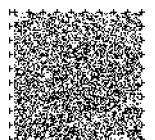
サービス名	平成27年度 (計画値)	平成27年度 (実績値)	進捗率 (%)	平成28年度 (計画値)	平成28年度 (実績値)	進捗率 (%)	平成29年度 (計画値)
(3) コミュニケーション支援事業(意思疎通支援事業)							
①手話通訳者・要約 筆記者派遣事業(人)	1	1	100.0	1	2	200.0	1

■ 日常生活用具給付等事業(年間延べ給付件数)

サービス名	平成27年度 (計画値)	平成27年度 (実績値)	進捗率 (%)	平成28年度 (計画値)	平成28年度 (実績値)	進捗率 (%)	平成29年度 (計画値)
(4) 日常生活用具給付等事業							
①介護・訓練 支援用具(件)	1	1	100.0	1	1	100.0	1
②自立生活 支援用具(件)	8	3	37.5	8	6	75.0	8
③在宅療養等 支援用具(件)	4	1	25.0	4	6	150.0	3
④情報・意志疎通 支援用具(件)	2	4	200.0	2	1	50.0	2
⑤排せつ管理 支援用具(件)	421	484	115.0	437	421	96.3	453
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)(件)	1	0	0.0	1	0	0.0	1

■ 移動支援事業

サービス名	平成27年度 (計画値)	平成27年度 (実績値)	進捗率 (%)	平成28年度 (計画値)	平成28年度 (実績値)	進捗率 (%)	平成29年度 (計画値)
(5) 移動支援事業							
実施箇所数(か所)	9	7	77.8	9	7	77.8	9
月間利用者数(人)	28	28	100.0	28	25	89.3	28
月間延利用時間数 (時間)	270	247	91.5	270	279	103.3	270

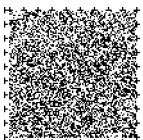


■ 地域活動支援センター運営事業

サービス名	平成27年度 (計画値)	平成27年度 (実績値)	進捗率 (%)	平成28年度 (計画値)	平成28年度 (実績値)	進捗率 (%)	平成29年度 (計画値)
(6) 地域活動支援センター事業							
実施箇所数 (か所)	2	2	100.0	2	2	100.0	2
利用者数 (人)	16	14	87.5	16	15	93.8	16

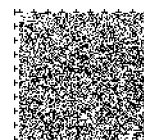
■ 独自事業

サービス名	平成27年度 (計画値)	平成27年度 (実績値)	進捗率 (%)	平成28年度 (計画値)	平成28年度 (実績値)	進捗率 (%)	平成29年度 (計画値)
(7) 日中一時支援事業							
実施箇所数 (か所)	4	5	62.5	4	4	37.5	4
月間登録者数 (人)	20	22	176.9	20	22	140.0	20
月間利用時間数 (時間)	90	109	67.4	90	154	57.1	90
(8) 自動車運転免許取得費及び自動車改造費助成事業							
年間利用者数 (人)	1	2	200.0	1	0	0.0	1



Ⅲ 当別町障がい福祉基本計画 策定の経過

- ◆平成 29 年 6 月 6 日 平成 29 年度第 1 回作成委員会
【協議事項】
 - 障がい福祉基本計画の進捗状況について
 - ・障がい者基本計画における施策の実施状況について
 - ・障がい福祉計画各サービスの実績報告
 - 障がい福祉基本計画の作成について
 - ・計画作成内容及びスケジュールについて
 - ・アンケート調査について
- ◆平成 29 年 6 月 19 日～7 月 14 日 アンケートの実施
- ◆平成 29 年 7 月 10 日～8 月 8 日 関係団体ヒアリングの実施
(対象団体 29 団体)
- ◆平成 29 年 8 月 29 日 平成 29 年度第 2 回作成委員会
【協議事項】
 - 障がい福祉基本計画の作成について
 - ・アンケート調査結果について
 - ・関係団体ヒアリング結果について
- ◆平成 29 年 9 月 26 日 平成 29 年度第 3 回作成委員会
【協議事項】
 - 障がい福祉基本計画の作成について
 - ・障がい者基本計画の理念及び基本方針について
 - ・障がい福祉計画の目標値及びサービス見込量について
- ◆平成 29 年 11 月 28 日 平成 29 年度第 4 回作成委員会
【協議事項】
 - 障がい福祉基本計画の作成について
 - ・障がい福祉計画素案について
- ◆平成 30 年 1 月 16 日 平成 29 年度第 5 回作成委員会
【協議事項】
 - 障がい福祉基本計画の作成について
 - ・障がい福祉計画素案について
- ◆平成 30 年 1 月 16 日～2 月 9 日 パブリックコメントの実施
 - ・障がい福祉基本計画最終案について
- ◆平成 30 年 2 月 20 日 平成 26 年度第 6 回作成委員会
【報告事項】
 - パブリックコメントの実施結果について
【協議事項】
 - 障がい福祉基本計画の作成について
 - ・障がい福祉基本計画最終案について



Ⅳ 当別町障がい福祉基本計画 作成委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第9条第3項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定に基づく当別町障がい福祉基本計画(以下「計画」という。)を作成し、計画の推進を図るため、当別町障がい福祉基本計画作成委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 計画の作成及び推進に関すること。
- (2) 関係計画との調和及び整合性に関すること。
- (3) その他計画に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者から町長が委嘱する10名以内の委員で組織する。

- (1) 医療、相談及び支援機関関係者 3名以内
- (2) 福祉団体関係者 3名以内
- (3) 障がい者及びその家族の団体関係者 2名以内
- (4) 学識経験者 1名
- (5) 公募により選出した者 1名

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選によりこれを選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

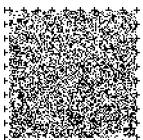
2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部介護課において処理する。

(補則)

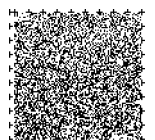
第8条 この訓令に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。



V 当別町障がい福祉基本計画 作成委員会名簿

(任期：平成 27 年 5 月 1 日～平成 30 年 4 月 30 日)

役職	氏名	区分		備考
		所属団体名		
委員長	向谷地 生良	学識経験者	北海道医療大学	
副委員長	中梶 慎太郎	医療、相談及び支援機関関係者	社会福祉法人 ゆうゆう	
委員	矢野 清美	医療、相談及び支援機関関係者	当別訪問看護ステーション	
委員	横山 薫	医療、相談及び支援機関関係者	NPO 法人まちの森	
委員	五十嵐 潔	福祉団体関係者	当別町介護者と共に歩む会	
委員	畠山 貞一	福祉団体関係者	ぼれぼれ倶楽部	
委員	目黒 久美子	福祉団体関係者	ぽてと手話サークル	
委員	川原 佳美	障がい者及びその家族の団体関係者	萌木の会	
委員	三浦 勇吉	障がい者及びその家族の団体関係者	石狩支庁地区身体障害者福祉協会当別分会	
委員	渡辺 詠子	公募より選出した者	一般公募	



VI 障がい福祉サービスに ついての基本的な考え方

1 サービスの体系

サービスの体系は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づき国の定めた基準で実施するサービス（自立支援給付）と児童福祉法に基づくサービス及び障害者総合支援法により地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態で行うサービス（地域生活支援事業）で構成されています。

1) 障害者総合支援法のサービス（自立支援給付）

(1) 訪問系サービス

- ◎居宅介護（ホームヘルプ）
- ◎重度訪問介護
- ◎同行援護
- ◎行動援護
- ◎重度障害者等包括支援

(2) 日中活動系サービス

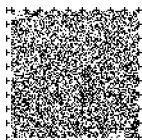
- ◎生活介護
- ◎自立訓練（機能訓練）
- ◎自立訓練（生活訓練）
- ◎就労移行支援
- ◎就労継続支援（A型・雇用型）
- ◎就労継続支援（B型・非雇用型）
- ◎療養介護
- ◎短期入所（ショートステイ）
- ◎自立生活援助
- ◎就労定着支援

(3) 居住系サービス

- ◎共同生活援助（グループホーム）
- ◎施設入所支援

(4) 指定相談支援

- ◎計画相談支援
- ◎地域相談支援（地域移行支援）
- ◎地域相談支援（地域定着支援）



(5) 自立支援医療

- ◎精神通院医療
- ◎更生医療
- ◎育成医療

2) 児童福祉法のサービス

(1) 障害児通所支援事業

- ◎児童発達支援
- ◎放課後等デイサービス
- ◎保育所等訪問支援
- ◎居宅訪問型児童発達支援

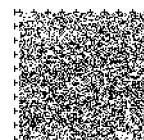
(2) 障害児相談支援事業

- ◎障害児相談支援事業

3) 障害者総合支援法のサービス（地域生活支援事業）

(1) 地域生活支援事業

- ◎相談支援事業
- ◎成年後見制度利用支援事業
- ◎意思疎通支援事業
- ◎日常生活用具給付事業
- ◎移動支援事業
- ◎地域活動支援センター事業
- ◎独自事業
 - ・日中一時支援事業
 - ・自動車運転免許取得費及び自動車改造費助成事業



2 サービスの内容

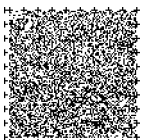
1) 障害者総合支援法のサービス（自立支援給付）

(1) 訪問系サービス

- ◆居宅介護（ホームヘルプ）
居宅における入浴、排せつ、食事の介護、調理、洗濯などを行います。
- ◆重度訪問介護
重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障がい者に入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の支援を総合的に提供します。
- ◆同行援護
視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。
- ◆行動援護
知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって、常時介護を要する者に介助や外出時の移動の支援などを提供します。
- ◆重度障害者等包括支援
意思の疎通が著しく困難で、常時介護を要する障害支援区分6の障がい者等であって、その介護の必要度が著しく高い方に障害福祉サービスを包括的に提供します。

(2) 日中活動系サービス

- ◆生活介護
地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護が必要な障がい者に、日中、入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動、生産活動の機会を提供します。
- ◆自立訓練（機能訓練）
地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者に理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーション、日常生活に係る訓練等の支援を実施します。
- ◆自立訓練（生活訓練）
地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等の必要がある知的障がい者・精神障がい者に、社会的リハビリテーションやサービス提供機関との連絡調整を行う等の支援を実施します。



◆就労移行支援

一般就労等を希望し、一定期間にわたって知識・能力の向上や企業等とのマッチングを図ることにより就労等の見込まれる障がい者に対し、就労に必要な知識・能力向上のための訓練を一定期間実施します。

◆就労継続支援（A型・雇成型）

就労移行支援事業等を利用したが一般企業の雇用に結びつかない障がい者や就労経験のある障がい者等に、就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図り、事業所内において雇用契約に基づいて就労の機会を提供したり、一般就労に必要な知識・能力が高まった者は、一般就労への移行に向けて支援します。

◆就労継続支援（B型・非雇成型）

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない障がい者や、一定年齢に達している障がい者等に、事業所内において就労の機会や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）したり、工賃の支払い目標水準を設定し、額のアップを図り、知識・能力が高まった者について、就労への移行に向けて支援します。

◆療養介護

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者に、病院等への入院による医学的管理の下、食事や入浴等の介護を提供したり、日常生活上の相談支援やレクリエーション活動等の社会参加活動支援、声かけ、聞き取り等のコミュニケーション支援を実施します。

◆短期入所（ショートステイ）

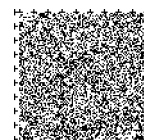
自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

◆自立生活援助

定期的に利用者の居宅を訪問し、食事、洗濯、掃除などに課題はないか、公共料金や家賃に滞納はないか、体調に変化はないか、通院をしているか、地域住民との関係は良好かなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談、要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。

◆就労定着支援

障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。具体的には、企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。



(3) 居住系サービス

- ◆ 共同生活援助（グループホーム）
障がい者の共同生活の場で、家事や相談等の日常生活上の支援と食事や入浴、排せつ等の介護等を提供します。
- ◆ 施設入所支援
施設に入所する障がい者に入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談や助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

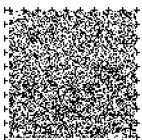
(4) 指定相談支援

- ◆ 計画相談支援
障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用する障がい者を対象に、支給決定時のサービス等利用計画の作成やサービス提供事業者と連絡調整、モニタリングを行います。
- ◆ 地域相談支援（地域移行支援）
地域生活へ移行するにあたって、地域生活の準備等の支援を行います。
- ◆ 地域相談支援（地域定着支援）
安定した地域生活を定着させるための相談支援を行います。

(5) 自立支援医療

自立支援医療とは、心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

- ◆ 精神通院医療
精神保健福祉法第 5 条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者
- ◆ 更生医療
身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18 歳以上）
- ◆ 育成医療
身体に障害を有する児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18 歳未満）



2) 児童福祉法のサービス

(1) 障害児通所支援事業

- ◆ 児童発達支援
未就学児を対象に日常生活における基本的な動作を習得したり、集団生活に適應するための訓練を行います。
- ◆ 放課後等デイサービス
就学児を対象に学校授業終了後や休日に生活能力の向上のために必要な支援余暇の提供を行います。
- ◆ 保育所等訪問支援
障がい児が集団生活を営む施設へ訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適應のための専門的な支援を行います。
- ◆ 居宅訪問型児童発達支援
障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

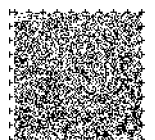
(2) 障害児相談支援事業

- ◆ 障害児相談支援事業
障害児通所支援事業所を利用する方を対象に障がい児支援利用計画案の作成やサービス提供事業者と連絡調整、モニタリングを行ないます。

3) 障害者総合支援法のサービス（地域生活支援事業）

(1) 地域生活支援事業

- ◆ 相談支援事業
障がい者、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行うものなどからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、その他の自立支援給付の利用時に必要な相談支援を行うとともに、虐待の防止、その早期発見のための関係機関との連絡調整やその他の障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。こうした相談支援事業を効果的に実施するために、自立支援協議会において、中立・公平な相談支援事業の実施や地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善を推進します。
- ◆ 成年後見制度利用支援事業
判断能力が不十分な知的障がい者又は精神障がい者の福祉の増進を図るた



め、後見、補佐及び補助開始等の審判の請求や成年後見人等の報酬を助成します。

◆意思疎通支援事業

聴覚・言語機能・音声機能・視覚障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方に対し、手話通訳者等の派遣を行い、障がいのある方との意思疎通を仲介します。

◆日常生活用具給付事業

重度の障がい者等に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行うことにより、日常生活の便宜を図ります。

○介護・訓練支援用具：特殊寝台、特殊マット等

○自立生活支援用具：入浴補助用具、杖等

○在宅療養等支援用具：ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引機等

○情報・意思疎通支援用具：視覚障がい者用活字文字読み上げ装置、聴覚障がい者用受信装置等

○排せつ管理支援用具：ストマ用装具（蓄便・尿袋）等

◆移動支援事業

屋外での移動及び活動が困難な障がい者等に対しての外出の際の移動及び移動先での活動を支援します。

◆地域活動支援センター事業

障がい者等がセンターに通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行います。

◆独自事業

市町村が地域状況を踏まえ必要に応じ任意に実施する事業です。

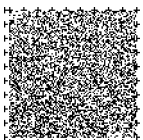
当別町では、次の事業を実施します。

・日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保します。また、通所による創作的活動、就労支援等の各種サービスを提供します。

・自動車運転免許取得費及び自動車改造費助成事業

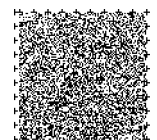
自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。



Ⅶ 福祉資源マップ

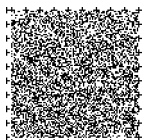
1) 障がい者・障がい児福祉資源

サービス種別	施設等名称	所在地	地図	
			番号	記号
相談支援事業	指定特定相談支援事業所 「サポートネットワークセンター」	末広2番地1	15	□
	当別町障がい者総合相談支援センター 「nanakamado (ななかまど)」	弥生52番地	17	□
	当別町子ども発達支援センター	西町32番地1	20	□
	勤医協ヘルパーステーション とうべつ	末広118番地52	5	○□
居宅介護	当別町ホームヘルパー ステーション	西町32番地2 当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」内	1	○□
	ヘルパーステーション 「aisai (あじさい)」	弥生1091番地6	2	□
	勤医協ヘルパーステーション とうべつ	末広118番地52	5	○□
	ヘルパーステーションりっか	幸町51番地31	6	○□
	訪問介護ステーション「歩っと」	西町36番地8	7	○□
同行援護	当別町ホームヘルパー ステーション	西町32番地2 当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」内	1	○□
	勤医協ヘルパーステーション とうべつ	末広118番地52	5	○□
重度訪問介護	ヘルパーステーション 「aisai (あじさい)」	弥生1091番地6	2	□
	勤医協ヘルパーステーション とうべつ	末広118番地52	5	○□
	訪問介護ステーション歩っと	西町36番地8	7	○□
	ヘルパーステーションりっか	幸町51番地31	6	○□
生活介護	当別・高岡 アクティビティーセンター	高岡1813番地1	18	□
	生活介護事業所「によきによき」	弁華別429番地	22	□
短期入所 (ショートステイ)	短期入所施設anemone (あねもね)	春日町94番地22	19	□
共同生活援助 (グループホーム)	外部サービス利用型指定共同生活援助 事業所「グループホームつくし」	弥生51番地53 第一オオツマンション8号	23	□
	清瀬マンション	春日町94番地22	19	□
	グループホーム「ゆうゆうのいえ」	太美町1488番地280	21	□
就労継続支援 (A型)	Farm Agricola (アグリコラ)	弥生52-11	25	□
就労継続支援 (B型)	当別町共生型地域オープンサロン 「ガーデン (Garden)」	弥生51番地38	3	☆□
	当別町共生型コミュニティー農園 「へこぺこのはたけ」	太美町1481番地6	4	☆□
	渋谷ダブルツールカフェ 北海道医療大学店	金沢1757番地 北海道医療大学中央講義棟10F	40	□
移動支援事業	当別町ホームヘルパー ステーション	西町32番地2 当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」内	1	○□
	ヘルパーステーション 「aisai (あじさい)」	弥生1091番地6	2	□
地域活動支援センター 事業	当別町地域活動支援センター 「つくしの郷」	末広2番地1	15	□
日中一時支援事業	放課後等デイサービスセンター 「amaririsu (あまりりす)」	六軒町70番地18	24	□
障がい児通所施設	当別町子ども発達支援センター	西町32番地1	20	□
放課後等デイサービス	放課後等デイサービスセンター 「amaririsu (あまりりす)」	六軒町70番地18	24	□



2) 高齢者福祉資源

サービス種別	施設等名称	所在地	地図	
			番号	記号
高齢者福祉センター	当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」	西町32番地2	1	○
地域包括支援センター・居宅介護予防支援事業所	当別町地域包括支援センター	西町32番地2 当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」内	1	○
居宅介護支援事業所	勤医協当別居宅介護支援事業所	末広118番地52	5	○
	当別ケアプラン相談センター	錦町55番地9 JRドーミー当別	9	○
	ケアプランセンター結	太美町1488番地274	12	○
	居宅介護支援事業所ゆかり	弥生2番地1	16	○
	あったかプランとうべつ	弥生52番地	17	○
訪問介護・介護予防訪問介護 (ホームヘルプサービス)	当別町ホームヘルパー ステーション	西町32番地2 当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」内	1	○□
	勤医協ヘルパーステーション とうべつ	末広118番地52	5	○□
	ヘルパーステーションりっか	幸町51番地31	6	○□
	訪問介護ステーション歩っと	西町36番地8	7	○□
訪問看護・介護予防訪問看護	勤医協訪問看護ステーション とうべつ	末広118番地52	5	○□
	当別訪問看護ステーション	錦町55番地9 JRドーミー当別	9	○
訪問リハビリテーション・介護 予防訪問リハビリテーション	愛里苑訪問リハビリテーション	ヒトエ2200番地1	8	○
通所介護・介護予防通所介護 (デイサービス)	当別町デイサービスセンター	西町32番地2 当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」内	1	○
	勤医協当別デイサービス ふきのとう	末広118番地52	5	○
	デイサービスセンター ふくろうの森	幸町51番地31	6	○
	ひまわり健康倶楽部	春日町97番地1	10	○
	デイサービスセンター結	太美町1488番地274	12	○
	ふとみデイサービス	太美町2343番地39	13	○
通所リハビリテーション・介護予防 通所リハビリテーション(デイケア)	愛里苑通所リハビリテーション	ヒトエ2200番地1	8	○
小規模多機能居宅介護施設	小規模多機能型居宅介護さくら	弥生2番地1	16	○
短期入所生活介護	特別養護老人ホーム長寿の郷	太美町1488番地18	11	○
	特別養護老人ホーム当別長寿園	太美町1488番地274	12	○
短期入所療養介護	介護老人保健施設愛里苑	ヒトエ2200番地1	8	○
認知症対応型共同生活介護・ 介護予防認知症対応型 共同生活介護	グループホームすぎの子の郷	春日町97番地1	10	○
	公衆苑ほほえみⅠ・Ⅱ	太美南818番地62	14	○
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	特別養護老人ホーム長寿の郷	太美町1488番地18	11	○
	特別養護老人ホーム当別長寿園	太美町1488番地274	12	○
養護老人ホーム	養護老人ホーム長寿園	太美町1488番地274	12	○
介護老人保健施設 (老人保健施設)	介護老人保健施設愛里苑	ヒトエ2200番地1	8	○
特定施設入居者生活介護・介護予防特定 施設入居者生活介護(有料老人ホーム)	介護付有料老人ホーム公衆苑	太美町2343番地39	13	○
サービス付き高齢者向け 住宅	とうべつりっか	幸町51番地31	6	○
	パークアベニューとうべつ	西町36番地8	7	○
高齢者雇用就業支援	当別町シルバー人材センター	末広2番地1	15	○

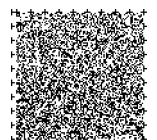


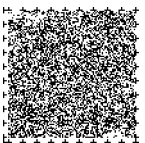
3) 共生型事業・地域福祉資源

サービス種別	施設等名称	所在地	地図	
			番号	記号
総合保健福祉センター	当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」	西町32番地2	1	☆
共生型事業	当別町共生型地域福祉ターミナル「みんなのうた」	弥生1091番地6	2	☆
	当別町共生型地域オープンサロン「ガーデン(Garden)」	弥生51番地38	3	☆
	当別町共生型コミュニティー農園「へこべこのはだけ」	太美町1481番地6	4	☆
ボランティアセンター	当別町ボランティアセンター	弥生1091番地6	2	☆
パーソナルアシスタントサービス	当別町共生型地域福祉ターミナル	弥生1091番地6	2	☆
社会福祉(地域福祉)関連事業	当別町社会福祉協議会	西町32番地2 当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」内	1	☆
生活困窮者自立相談支援	生活就労サポートセンターいしかり	弥生52-11	25	☆
生活困窮世帯等の子どもの学習支援事業	「ゆうゆう塾」ガーデン(Garden)	弥生51番地38	3	☆
	「ゆうゆう塾」へこべこのはだけ	太美町1481番地6	4	☆

4) 保健・医療資源

サービス種別	施設等名称	所在地	地図	
			番号	記号
保健センター	当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」	西町32番地2	1	+
病院	堀江病院	樺戸町106番地21	41	+
診療所	石狩当別眼科	弥生52番地23	26	+
	おくやま内科・外科クリニック	幸町51番地32	27	+
	勤医協当別診療所	末広118番地52	28	+
	スウェーデン通り内科循環器科クリニック	太美町1488番地348	29	+
	田園通りさわざき医院	北栄町17番地13	30	+
	とうべつ整形外科	六軒町72番地4	31	+
	とうべつ内科クリニック	西町21番地9	32	+
	ふとみクリニック	太美町2343番地101	33	+
歯科診療所	扇谷歯科医院	錦町53番地57 北石狩農業協同組合内	34	+
	くろさわ歯科クリニック	北栄町39番地4	35	+
	当別駅前クリニック田西歯科	園生711番地	36	+
	当別ファミリー歯科	白樺町5番地24	37	+
	ハート歯科	太美町1473番地12	38	+
	ふとみ歯科クリニック	太美町1695番地188	39	+
	北海道医療大学歯科クリニック	金沢1757番地	40	+





本町 市街地

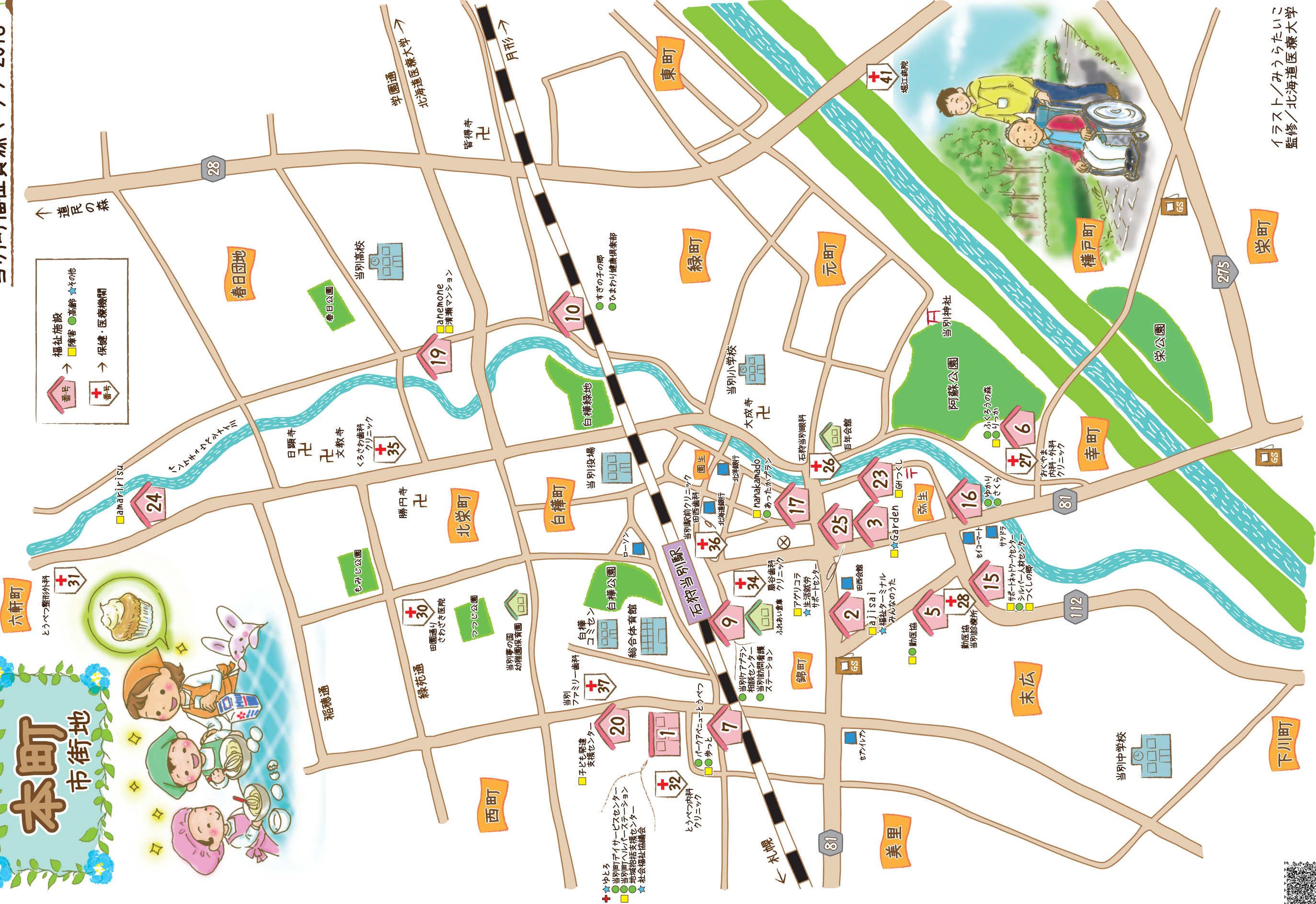


当別町福祉資源マップ 2018

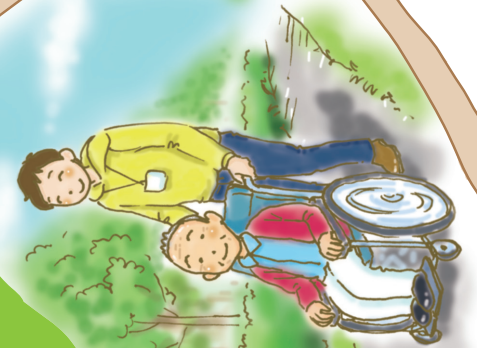
福祉施設

番号 → 障害 ● 高齢 ☆ その他

番号 → 保健・医療機関



- ★ やしろ
- 当別町アイサービスセンター
- 当別町ヘルパーステーション
- 地域福祉支援センター
- ☆ 社会福祉協議会



イラスト/みうらいたいこ
監修/北海道医療大学

